

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成28年2月5日（金）午後2時～午後4時

2 場所

熊本地方裁判所大会議室

3 主催者

熊本地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者4人

熊本地方裁判所裁判官 溝 國 禎 久（刑事部部総括判事）（司会）

熊本地方裁判所裁判官 石 川 慧 子

熊本地方検察庁検察官 田 邊 哲 寛

熊本県弁護士会所属弁護士 清水谷 洋 樹

5 議事内容等

別紙のとおり

## 平成28年2月裁判員経験者意見交換会

### ○司会

それでは、意見交換会を始めたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、4名の経験者の方にお集まりをいただきました。誠にありがとうございます。

さて、平成21年に始まって既に6年以上が経った裁判員裁判ですけれども、なお改善すべき点多々あると思いますし、経験者の皆様方を対象としたアンケートの結果によりますと、分かりやすかったという声が減りつつあることとか、あるいは、ちょっとずつではありますけれども、辞退を申し出る方も増えつつあると、こういったことも気がかりなところだと思っています。私どもといたしましては、よりよい裁判員裁判を目指していく工夫を重ねていきたいと考えていますので、お集まりをいただきました経験者の皆様方には、どうぞ忌憚のない御意見や御感想等を頂戴いたしたいと思っています。

今日は検察官と弁護士、それから裁判官からも1名ずつ同席をさせていただきます。自己紹介をしていただけますでしょうか。

### ○田邊検察官

検察官の田邊です。よろしくお願いします。

### ○清水谷弁護士

弁護士会から来ました清水谷です。よろしくお願いいたします。

### ○石川裁判官

裁判官の石川と申します。よろしくお願いいたします。

### ○司会

申し遅れましたけれども、私、溝國でございます。よろしく申し上げます。できる限り円滑な進行に努めたいと思いますので、御協力のほどお願いします。

まず最初に、裁判員裁判に参加をしていただきましたその全体的な感想、印象といったところから伺いたいと思います。

例えば、裁判員に選ばれたことに対する御自身の感想とか周りの方々の反応、検察官や弁護士、裁判官に対するイメージや裁判に対する関心の変化などですね。また、ちょっとお聞きしていきたいなと思っていたのは、裁判員、候補者として選ばれましたよという通知を差し上げる段階から、どういったことを感じておられたかということ、不安とかいろいろあるかなと思うんですけど、その内容や、それをどういうふうに解消されたのかなといったようなこと、さらには裁判員裁判に関する報道などを御覧になって、こういった点についてももっと言ってくれたらいいのというふうに思っておられるところとか、いろいろあると思うんですけども、何でも結構です。感じておられるところをお話をいただければと思います。

まず最初に、1番の方からよろしく申し上げます。

#### ○裁判員経験者 1

感想としましては、全部同じ人間なのに裁く人、裁かれる人、また被害者というか、それぞれに分かれてそのときの状況に応じてことを進めていくというか、そのみんな同じ人間なのによって、それがとても自分の気持ちの中に残りました。

#### ○司会

ありがとうございます。1番さんの参加された裁判というのは、被告人がおばあちゃんを殺してしまった。その後おうちに火をつけてしまったという事件なんですけど、最初そういった事件だと聞いたときに、どう思われましたか。

#### ○裁判員経験者 1

その話を聞いたときに、そんなことがあるんだろうか。おばあちゃんからしてみれば、加害者は孫ですよ。この世に憎い者はいないというぐらいにかわいがって育てられたと思うんですけど、その人から殺されて、またその加害者は殺して自分の罪を隠すために火をつけた、そのことが私は信じられなかったですね。

○司会

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして2番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

私は、裁判員裁判に選ばれたこと自体が本当になってびっくりいたしました。まさか裁判所内で60名集まっていたんですけれども、最後のほうでしたので逃れられるなというふうな感じではおったんですけど、最後から2番目ぐらいに呼ばれて、本当に心臓がドキドキしたのを覚えております。

それから、テレビの事件報道なんかを見ますと、法廷での様子とかいろいろ聞こえますが、実際自分も参加して一番悲しい思いをしたのが、被害者の親族の方が、裁判員の方に向かって是非死刑にしてくださいって言われたのが、今でも印象に残っております。

これからまた裁判員裁判というのが増えてくるんだろうけれども、皆さんどんなもんかなと私なりにそう思いました。

○司会

ありがとうございます。

続いて3番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

今回、裁判員裁判に選ばれて、自分ではいろいろな話を聞いて自分で判断できるのだろうか、あるいは裁くことができるだろうかということを一番最初は心配でした。ただ、中に入ってみますといろいろ分かりやすく説明いただきまして、無事なし遂げることができたということが感想でございます。

○司会

ありがとうございます。

4番さん、いかがですか。

○裁判員経験者 4

選ばれたときの感想なんですけど、私は性格的にいろんなことを経験してみたいという気持ちがありましたので、選ばれたときには素直にやってみたいなという気持ちのほうが強かったです。

それまではそういうイメージだったんですけど、実際選ばれる、当日になってそのときに初めて傷害致死事件という具体的な事件の内容を聞いて、初めて量刑の判断基準とか自分でできるのかなと、全く知識がない、経験もない中で、その量刑を判断できるものなのかといったところだけがちょっと心配になりました。

○司会

それはやってみてそれなりに解消できたということになりますか。

○裁判員経験者 4

そうです。

○司会

ありがとうございます。

周囲の方から何か反応があったということはなかったでしょうか。

○裁判員経験者 4

いや、ありません。特にないです。

○司会

分かりました。ありがとうございます。

今回裁判員として選ばれるに当たって、お仕事とか、あるいは家庭生活でそれなりに影響が出る、かなりの影響が出る、人によってこれは様々だとは思いますが、影響があるのはもう間違いないというふうに思っています。今回、裁判員裁判に参加いただくに当たって、この日程を調整するといったようなことで御苦労されたところがなかったか、あるいはあったか。あればそれはどういったものだったのかといったことについて伺いたいと思うんですけど、いかがですか。

○裁判員経験者 1

主婦をしております関係で、特に今日がだめとか、明日はいいとかそういうことはありませんでした。

○司会

ほかの御家族の方で、ちょっと困ったなとか、この日はやめといてもらえるとありがたい、あるいは何時までに帰ってこなきゃまずいとか、そういうことはなかったですか。

○裁判員経験者 1

老夫婦 2 人ですので、特にございません。

○司会

大丈夫でしたか、分かりました。ありがとうございます。

2番さんはいかがですか。

○裁判員経験者2

選ばれた時点で困ったなど自分なりに思っていましたけれども、妻や知人たちはなかなかそういう経験はできないから思い切って行ってこいよと言われたのを覚えております。今になってはいい思い出ではないですけども、やはりいい経験をしたかなという感じです。

○司会

ありがとうございます。

3番さんいかがですか。

○裁判員経験者3

私の仕事は比較的上司の方がそれなら行ってこいということを言われましたので、安心していつまでもおれるような格好でありました。

○司会

ちなみに、その勤め先の方に御連絡をするのって、いつごろ最初にお話をされたんですか。

○裁判員経験者3

この抽選に来たときです。

○司会

抽せんに来たときですか。

○裁判員経験者 3

はい。あのときにこうやって行きますからという格好で、それからずっと。

○司会

選任手続があってその翌日から4日間ですね。明日から4日来ませんというのが急に決まってそれを伝えたけれども、行ってこいというふうに言っていたと。なるほど。

やっぱり仕事によるということになるんですね。

○裁判員経験者 3

なると思います。

○司会

分かりました。ありがとうございます。

4番さんいかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

以前の会社勤めをやっていたときであれば、私は恐らく断っていました。

○司会

断っていた。それは何ですか。

○裁判員経験者 4

もう時間がとれない。朝も早いですし。たまたま今回経営をやっていますので、



あとの社員さんを育成する上でも、自分がいない時間帯で自ら考えていただくという、社員さんに任せて、自分は新しい経験ができるということで。基本的に時間が自由に使えるような立場に立っていますので、大丈夫でした。

○司会

お勤めだとちょっと難しいかなという感じですかね。今回は4番さんの参加された事件は、3番さんと一緒に選任の日があって、その翌日から審理が始まって4日目に判決という形で全部で5日間裁判所においでいただかなきゃいけなかったんですけれども、勤めているとそれは難しいということですね。

○裁判員経験者4

職種業種によると思いますけど。あとその方の立場とかですね。

○司会

立場ですね。確かにですね。

例えばですけど、今のお話だと、部下の働いている方の方から裁判員として裁判員裁判に参加するように言われているんだけどというような相談があったら、どういうふうにされる予定というか、おつもりなんでしょう。

○裁判員経験者4

基本的に、断る余地はないというふうに聞いていましたので、とにかく相談されてもそれは行ってこいというふうにしか。

○司会

そうすると大変ですね。

○裁判員経験者 4

そうですね、いろいろ少人数でやっているものですから、1名が5日間欠けたりとか10日間欠けたりとかすると、運営の方にもちょっと支障を来す可能性が出てきますので。

○司会

できるだけ、そうだとすると直前とかじゃなくてもうちちょっと前に言ってもらわないと困るなというような感じですかね。

○裁判員経験者 4

経営の方からすればそういう感じです。

○司会

どのくらい前に知らせてほしいですか。

○裁判員経験者 4

書面が届いて、抽選するまでに半年近くありましたか。

○司会

2か月です。

○裁判員経験者 4

じゃあ届いたらすぐ言ってほしいです。

○司会

2か月しかないなら届いたらすぐに言ってほしいということですか。分かりまし

た。

なるほど。ありがとうございます。

具体的な事件については、最初に1番さんについてだけどんな事件だったかというのを概要だけお話をしたんですけれども、3番、4番さんは同じ事件でお酒を飲んで酔った上で知人に暴力を振ってしまって、1人の方については暴力が原因でその方が亡くなって、もう1人がけがをしたという傷害致死と傷害の事案と、それから2番の方は、人吉の殺人事件の裁判員裁判に参加されたと、こういうことですね。具体的な審理の内容に入っていきたいと思いますので、それを頭に置いた上で検察官や弁護人の方からも質問等したいことがございましたら、経験者の方にお話を伺っていただければと思います。

まず前提として聞くんですけれど、4日間とか5日間という日程を我々としては審理と評議に必要な時間は確保しているつもりなんですけれども、ちょっと長過ぎたんじゃないかとか、あるいはぎゅうぎゅう詰めだったとか、そういった印象は何かありましたでしょうか。

1番さんは。

○裁判員経験者1

私の場合は確か6日間だったと思いますが、人の一生がたった6日で決まっちゃうのかなという気持ちもありました。

○司会

そうですね。延べでは6日ですけど、選任手続から始まって1日休みがあったんで実質的には4日から5日ぐらいですかね、お休みがありましたね。ちょっと短いかなという印象は持たれた。

○裁判員経験者1

そうですね。そういう印象を強く持ちました。

○司会

2 番の方はいかがでしたでしょうか。ちょっと長いとか短いという点での感想についてはいかがですか。

○裁判員経験者 2

実際、今思えば意外と短かったかなという感想ですけど、当時、被告人、また被害者らの陳述とかを聞きながら量刑とか決めるのは、結構長いなという感じもしました。しかし、最近の裁判員裁判に比べるとやっぱり短かったと、今は思っております。

○司会

はい、分かりました。ありがとうございます。

3 番さんいかがですか。

○裁判員経験者 3

ほかの事件はちょっとよく分かりませんが、当時、私たちが担当させていただいた部分は十分審理されたんじゃないかと、自分なりに思っていますけれども。

○司会

分かりました。ありがとうございます。

4 番さん、いかがですか。

○裁判員経験者 4

期間的には適切だったかなと思いますが、1 日当たりの評議といたしますか、みんな

なで集まって議論をする場、その時間はすごく長く感じました。同じことの繰り返しだったりとか、裁判所の方からいろいろな事前説明、あと裁判官の方からの事前説明を受けて、司会者の事前説明とか、あと資料とかを確認すれば、自分はもう内容的な説明だとか段取りとか、そういう点はすっと頭に入ってきたんですけど、それからあとみんなで議論するときには話がだんだんそれていって、本題と違う場面になったときに裁判官に引き戻してほしかったんですね。で、本題を集中してやっていくと。同じところもそこまでは先ほどの話にあったといったところについては、何回も何回も同じ説明をしたりとか、その説明を何回も聞いたりというようなイメージが何回か、そういう場面がありましたので、もっとレスポンスというかスピーディーに話ができたんじゃないかなといった印象がありました。期間的には妥当だったんじゃないかなと思います。

#### ○司会

分かりました。ありがとうございます。

計画は事前に公判前整理手続という手続を経て審理と評議に必要な期間をとっているつもりなんですけれど、ある程度証拠の量であるとか、あるいは評議をしなければならぬ事柄の内容やそのボリュームといったようなことを考えて、一応このくらいはかかるだろうというのを見込んでいるわけなんです。しかし、多過ぎる、少な過ぎるということのないように、今後ともできるだけ詰めて考えていきたいなというふうに思っています。

具体的な手続に入っていきたいと思います。ここからは場合によっては検察官や弁護人の方からも具体的な質問等もしていただければと思います。

まず、審理の最初の段階、冒頭手続になります。審理が始まってすぐに行われる手続です。裁判員の皆様にとっては緊張などのために何が何だか分からないうちに終わりかねないということになるので、それもあって検察官も弁護人も両方とも皆様方に分かりやすい冒頭陳述を目指して様々工夫を凝らしているところというふう

に思っています。

そこで、まず双方の冒頭陳述というのを聞いて、その後法廷で行われます手続の中で我々裁判官と裁判員とで一体何を判断したらいいのかといったところとか、あるいはその後出てくるどういう証拠に注目すべきなのか、これが端的に分かりやすかったかどうかといったことを、まずはお尋ねしたいと思いますけれど、いかがですか。

○裁判員経験者 1

私は分かりやすかったと思っております。とても分かりやすかったです。

○司会

それは両方とも、つまり検察官の冒頭陳述も弁護人の方もということですね。

○裁判員経験者 1

はい。

○司会

2 番さんはいかがですか。

○裁判員経験者 2

検察官の冒頭陳述についても非常に分かりやすかったと思います。弁護人の方の冒頭陳述については、何であんな弁護されてたんだろうと思いますけれども、ちょっと何でかなという、ちょっとそういう感じもしました。

○司会

それは言っているのが分かりにくいという意味なんですか、それとも共感しにく

いということなんですか。

○裁判員経験者 2

分かりにくいというよりも、実際にやったのはやったのだから、それをどこまで弁護されるのかなという点がちょっと不明っていうか。

○司会

ちょっとよく分からなかったということですかね。

3 番さんいかがでしょうか。

○裁判員経験者 3

双方ともと言っていいんですかね、弁護人、検察官。私はよく理解できたというように思っております。

○司会

分かりやすかったですか。4 番さんは。

○裁判員経験者 4

口頭による説明については、弁護側も被告人側も検察側もしっかりと理解できる内容だったので、私、非常に分かりやすかったです。ただ、翌日になって資料を読み返したときに、検察側の資料はパワーポイントを使ってすごくまとめてあるんですね、ぺらもんが1枚あたりして。一方で弁護側の資料はワードで文章がずらっと並んでいるので全部読み返さないといけない。当然読み返す必要性はあるんですけども、資料の作り方に関しては検察側の資料の方が分かりやすかったです。

○司会

一覧性があって、どこがポイントかというようなことも、それなりに分かりやすく指摘してあるような形式だったので、分かりやすかった。

○裁判員経験者 4

量刑のポイントであったりとか。

○司会

そうですね。量刑のポイントはここですよというようなことが指摘してあったりして。

弁護側のは確かにずらずらずらっと文章が何ページかの書面で書かれてあるものが提出されていたということなんですかね。

その場では基本的には分かったということですか。

○裁判員経験者 4

はい、そうですね。

○司会

恐らく、検察官も弁護人ももちろん我々もそうなんですけれども、法廷で分かっていたことを最大の目的にして活動しているので、法廷で分かっていたのであれば、基本的な目的は達成しているんだろうというふうには思うんですけれども、今のような御意見があるというのは、弁護人にとってもなるほどなと思うことかもしれませんし、いかがですか。何かお聞きしたいことがありますか。

○清水谷弁護士

4番さんにお尋ねしたいんですけれども、私もどちらかという口頭での説明と、実際、お配りする資料というのをある程度区別してやるやり方をしているんです。



なぜかといったら、評議室にお持ち帰りいただいたときには御自身の中で整理された状態で評議に臨まれるのかなと思います。そのようにある程度ポイントが分かっているところで読み返すときには、情報量が細かくて多い方がかえって議論に資するかなと思って、文章型のものを配付する。そして、パワーポイントを使って説明したのもプリントアウトして一緒につけているというようなやり方を私なんかはするんです。文章型のものを御提供する意図というのをお聞きになって、なおやっぱり文章型のもの、ずらずら書いてあるものは読みづらい、そういう御印象ですか。

○裁判員経験者 4

ポイントとしてまとめてあるようなのが1枚ぺらのものがあって、その補足資料として文章があった方がなおいと思います。

○清水谷弁護士

そうしますと、4番さんのケースではそのぺら1枚がなかったのがちょっとということでしょうか。

○裁判員経験者 4

そうですね。もう全てワードの枚数、3枚か2枚かありましたので。

○清水谷弁護士

例えば、まず有罪無罪についてとか、情状についてとか、量刑についてとか、その表題を分かりやすく項目分けしてあったりとか、そういう文章型なりに読みやすくするという工夫の形跡がない。

○裁判員経験者 4

それは分かります。飽くまでも検察側の方が表だったりとか枠で囲ってあったり

とか、箇条書きであったりとか、そういうところで分かりやすいというのが、ぱっと見ですけど、それに対して附属資料として文書のものがあればなお翌日になって昨日の評議を理解する上でポイントはここだったのか、ここだったんだよというのが分かって、それに対しての補足資料としてこういった文書のものがあればさらに深く内容を思い出せるというか考えることができるんじゃないかなといった趣旨で言いました。

○司会

ありがとうございます。

検察官から何か。

○田邊検察官

冒頭陳述の内容が分かりやすかったかどうかということからちょっと離れてしまいうんですが、冒頭陳述がどういったものかというのは、皆さんお聞きになるときに十分理解されていらしたかどうかという点。要は証拠との区別がついているかどうかというのは、我々非常に興味があるところなんで、それがどうか確認したいんですけど。

○司会

1番さんはいかがですか。検察官の質問の内容は分かりますか。冒頭陳述で話すことは証拠ではないですよというようなことは、恐らく説明されているかとは思いますが、そこはどう理解していたかということですよ。冒頭陳述をいったいどういうものと理解していたか、どう聞けばいいですか。

○田邊検察官

そうですね、聞いているときから証拠とは確実に違うものだとして理解した上で聞か

れていたかどうかという点を確認させていただきたいと思います。

○司会

なるほど。ではよろしいですか。

○裁判員経験者 1

私は、今思い返しますと、やはり分かりやすかった。

○司会

分かりやすいという印象はあるということですね。

○裁判員経験者 1

そうですね、それだけ。

○司会

証拠調べの内容というのは、実際に証拠書類を読み上げたり、証人の方からお話を聞いたり、書類に添付されている写真を見たり、被告人から直接お話を聞いたりというものです。裁判は証拠に基づいて事実を認定しなければいけません。これは一番最初に説明してあって、その証拠ではなくて、検察官がこれからどういった活動をしていこう、あるいは弁護人としてはこういう活動をしていくんだというその自分たちが進むべき道というのを示していこうとするのが冒頭陳述っていう手順なんですね。一番最初に我々はこれからこういったことを一応していきますということを主張されるわけなんです。それは証拠ではなくて、検察官の言い分、あるいは弁護人のやろうとしていることだということを御理解されていたかという、そういう質問なんですけれども。

○裁判員経験者 1

検察側から示された文書，弁護人側から示された文書に書いてありましたし，その前に事件についてはいろいろと書類を読んでもおりましたので，もう私なりには分かりやすかったです。

○田邊検察官

すみません，ありがとうございます。

○司会

2 番さん，いかがですか。

○裁判員経験者 2

検察官側の冒頭陳述は全て証拠とは区別してとかなんとかということ私は伺ったんですけれども，陳述自体は分かりやすかったと思います。弁護人の方も冒頭陳述でいろいろありましたけど，自分なりには理解できたと思っております。

○裁判員経験者 3

大体，それは概算といいますか概要といいますか，そういったものだという格好で当初は受け取りました。今言われるように証拠とかそういうのはまだ後から出てくるというふうな格好は聞いたような気がいたします。

○田邊検察官

ありがとうございます。

○裁判員経験者 4

裁判官の方から事前に説明を受けていましたので，それは十分に理解した上で話

を聞きました。

○田邊検察官

分かりました。ありがとうございます。

○司会

どうもありがとうございました。

それでは、その次ですね、今の冒頭手続、冒頭陳述に引き続いて、今も言いましたけれども、証人の方からお話を聞いたり、被告人からお話を聞いたり、あるいは証拠書類を読んだり、それに添付されている写真を見たりといったような手続が行われました。法廷で見てその内容が分かる、争点として示された点について判断できる、こういった裁判をするというのが目標なんですけれども、基本的に法廷で見たり聞いたりしたことで、自分たちが判断しなければならないことの判断材料を、ちゃんと法廷で自分なりに理解して判断することができるっていう程度まで分かったかどうかといったことをお尋ねしたいと思っているんですけれども、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 1

分かりました。

○司会

大丈夫でしたか。結構多かったかなとも思うんですけど、そうでもなかったですか。証拠の量が多いとか、多過ぎるということもなかった。

○裁判員経験者 1

見たんですけども、多かったというか何が基本的に分かったというのか分からな

いですが。ほかは見ていないから分からないですけど。でも、分かりました。

○司会

ありがとうございます。

2番さんはいかがですか。

○裁判員経験者2

大体検察官、弁護人のはある程度分かりましたけれども、検察官の冒頭陳述の中で、一つ加害者が行った行為について、それは被害者の方の話だけですので、それが果たして本当に証拠として残されるのかなという感じはしました。

○司会

ちょっと疑問があるところもあったけどということなんですかね。

2番さんの事件では、被告人の責任能力の有無についても争われて、お医者さんも出てきてお話をされたかと思うんですけども、その話の内容、内容はもう既に大分時間が経っているから具体的には覚えておられないかもしれないけれども、その場では分かっていたのかどうか。その点はいかがですか。

○裁判員経験者2

今回の事件について、被告人の障害によって特別大きく左右したことは考えられないとはっきり言われましたので、そのことについては、この加害者が病歴を持っているというのが、今回の事件に左右したということは考えなくてよかったかなと思いました。

○司会

ありがとうございます。次は3番の方。

○裁判員経験者 3

私がさせていただいたのは、比較的証拠が少なかったんでしょうかね、ほかのはよく分かりませんが。ただ、これに関しましては十分見せていただきましたし、本人からもそれで間違いないといった格好、状況から見てもそのとおりだろうという格好で理解させていただきました。

○司会

分かりました。はい、4番さんいかがですか。

○裁判員経験者 4

証拠調べの段階に入ってから、具体的な映像であったりとか、資料だったりとか、そういったものを拝見させていただいて、それはいったい何を目的として証拠とらっているのかというのを考えながら聞きましたので、十分理解することができました。

○司会

事実関係で争いがあったとされている、頭を何でたたいたかといったところについても、証拠がいろいろ出てきたかと思うんですけども、それもそれぞれが提出した証拠の中身を含めて、それを使ってどう判断するかといったことも、難しくない程度に過不足のない証拠が出てきていたというふうにお考えですね。

○清水谷弁護士

2番さんにお尋ねですけれども、2番さんが担当された事件では、先ほども話があったとおり責任能力が争われて、責任能力って一般にはなぜ責任能力がなかったり、ちょっと制約があると罪が軽くなるんだろうというのが、一般的にはなかなか

理解されづらいものだと我々も承知はしているんですが、実際に御担当された事件でその責任能力が問題になって、そのことを弁護人が主張して、だから刑をちょっとでも減じてくれという主張をしたことについて、中身のある主張がなされたんだろうとは思いますが、ずっと耳に入ってきたか、やっぱりちょっとそもそもそういう仕組み自体が直感的に理解しづらいというのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○司会

担当された事件を離れた方がいいですね。担当された事件についてお尋ねになるとちょっと答えにくいかもしれないんで、一般的にというお話だったら分かるんですけど。

○裁判員経験者 2

ちょっと被害者の気持ちからすれば、もし弁護士の方の親族の方が同じような事件に遭われたときに、どう思われるかというのを私は前から思っていました。素人ながらですね。自分の親族が同じような目に遭って、どう思いますかってやっぱり尋ねてみたいなという、これは本当に私、素人の考えでございますけども、そういう気持ちはありました。

○清水谷弁護士

そのようなお考えの中で、弁護人が今回の事件に関して説明を受けて、それでそういう考え方もあるのかというふうに思うことができたのか、やっぱりちょっと難しいなと思われたか、その辺いかがですか。

○裁判員経験者 2

障害については、医師の先生が今回の事件についてはさほど影響していないとい



うことでした。

○司会

もう一つ、証人とか被告人とかに自分で質問はされましたでしょうか。

○裁判員経験者 1

いえ。

○司会

しておられないとしたら、何かしにくいなという事情があったのか、それともする必要がなかったのか、それともしたっていう方であれば、質問って結構しやすかったのか、しにくいところだったのか、その辺りはどうかなと思って。

○裁判員経験者 1

していませんが、私のほか2名の方がされました。

○司会

御自身はされなかったんですか。

○裁判員経験者 1

はい、私は。

○司会

する必要がなかったからということですか。言いにくいわけじゃなかった。

○裁判員経験者 1

そういうのじゃない，聞いてみたいなと思うこともあったんですけど。

○司会

ほかの人が聞いてくれたんですか。

○裁判員経験者 1

それもあるけど，ちょっと自信がなかったという。

○司会

裁判所としては，できるだけいろいろ皆さんに疑問を残さずやっってくださいね，質問してくださいね，聞きにくいんだったら場合によっては裁判官が代わりに聞くことも考えられるのでということで，多分内容は聞き取って聞いてはいるとは思いますが，御自身でできれば聞いてくださいねというふうなことを言っているところだと思うんですけど，多分言われたと思うんですけど。なるほど。

2番さん，3番さん，4番さんは御自身で質問をされた。これは質問してくださいとは私は確かにお願いはしてみたと思うんですけど，正直言ってしにくいなとか，聞きにくいなとか，法廷ですらね，裁判員の席から直接質問するのって難しいんですかね。

○裁判員経験者 2

別に難しいとかなんかではなくて，どのような形で質問したらいいかなという，それはありました。

○司会

3番さん，いかがですか。

○裁判員経験者 3

私たちのときは、6人全員多分聞けた。私も聞かせていただきました。別段難しいとかそういう、割とそういう感覚はなかったです。

○司会

むしろいっぱい出ていましたね。4番さんどうですか。

○裁判員経験者 4

4番です。6名全員が1回だけではなくて数回質問をしてましたので、聞きにくいということはなかったです。事前に評議の段階でいろいろみんなで議論をして非常に意見が出てきておりましたので、その中でやっぱりそこが活性化していると質問が出やすいのかなというのがあります。

○司会

分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か、具体的な証拠調べのところで検察官、弁護人の方から聞いておきたいことがあればと思うんですけど、いかがですか。

○清水谷弁護士

取調べで作成された調書というのは、できるだけこれは配慮して尋問で聞こうという傾向はあるとはいえ、ある程度の調書が法廷で読み上げられたんじゃないかと思うんですね。あれ結構だんだん聞いていると最初の二、三分は頑張って聞いていても、私たちも耳に入ってこなくなるもんなんですけど、その辺いかがだったかなと思ってちょっとお尋ねしたいと思います。

○司会

実況見分調書ではなくって、証拠書類の中で、誰かがしゃべった内容を書類にまとめているというのが供述調書，取り調べた証拠の中に多分何度もあったんじゃないかなと思います。被害者がいて被害者の方の供述調書があったものもあれば，被害者の方はいないけれども，それ以外の方々が捜査官，つまり警察官とか検察官に対して話した内容をまとめた書類ですね。こちらが分かりやすかったか，こういうことですかね。

いかがでしたでしょうか。記憶しておられるものとかありますか。

○裁判員経験者 3

余りない。

○司会

供述調書だという印象は余りないんですか。

○清水谷弁護士

検察官が長々と読み上げられた文章があると思います。

○司会

長いかどうか・・・。長くなかったですか。

○裁判員経験者 3

意外とすっと入ってきて，評議室で話ができたと感じていましたけどね。

○裁判員経験者 1

大筋が分かっているから。だから多分そのときに入ってきたと思います。

○清水谷弁護士

ありがとうございます。

○司会

先ほども出ましたが、公判前整理手続などで検察官なりが参考に被害者や事件に関係する方々から話を聞いた内容をまとめた書類、供述調書についても、できる限り、恐らく必要最小限の部分に絞ってくださいねというお願いは裁判所からはしていて、恐らく検察官の方でそのような工夫をされているんじゃないかと思えますけれども、大体の事件でそういうようなことをされているのではないんですか。

○田邊検察官

そうですね、裁判員事件では調書は全文ではなく必要な部分だけ弁護人と調整した上で読むような形にしています。なので、比較的短いもの、なるべく皆さんに分かりやすいような形で短くさせていただいています。

○司会

書類のうち本当に必要な部分だけだから、長いなという印象はこれらの事件に関してはないみたいですね。

それでは、引き続きまして論告や弁論ですね、こちらについてのお話に移りたいと思います。論告や弁論の内容ですね、これがやはり分かりやすかったかどうかというのは、検察官、弁護人にとっては非常に興味関心のあるところですので、証拠調べを踏まえた上で、最後に双方が意見を述べているわけですがけれども、何か難しかったとか、長かったとか短かったとか、御意見ありますか。

○裁判員経験者 1

私だけ全部分かっていましたって、さっきから言っていますけど、やっぱり分か

りやすかったです。

○司会

それはもうそれで結構かと思います。特に難しくないということであれば、恐らく検察官も弁護人もいずれも意図されたとおりに話が伝わっているということだと思いますので、そういう意味ではよかったのかなというふうに思いますね。

2番さんはいかがですか。

○裁判員経験者2

私の方は、どちらの意見といたしますか論告と、弁護側の方も、ある程度理解ができました。

○司会

ありがとうございました。3番さん、いかがですか。

○裁判員経験者3

私も大体理解できたと思っています。

○司会

大丈夫ですか。長いとか短いとか、それも特に問題なしですか。

○裁判員経験者3

ちょうどいいといたしますか、大体このくらいかなという格好では思っておりました。

○司会

分かりました。ありがとうございました。

○裁判員経験者 4

はい、分かりやすかったです。先ほどの冒頭陳述と同じイメージですね。

○司会

なるほど。冒頭陳述と同じイメージと言われると、裁判所的には冒頭陳述はもっともっとコンパクトにしてくださいっていつもお願いしていて、論告で言ってくださいとか最終弁論で言ってくださいという点でもう少しコンパクトにならないかなと内心は思っているんです。なかなかうまいこと検察官や弁護人の活動がいつてないのかなとむしろ思ってしまうところではありますけど、論告や弁論は双方にとってそんなに耳の痛い話ではなかったんですけど、何かお聞きしておきたいことがあればどうぞ。

○清水谷弁護士

2番さんにお尋ねですけれども、2番さんの担当の事件はベテランですね、私から言わせると職人肌の先生が御担当された事件なんですけど、何か職人って中身はしっかりしているけど分かりにくい職人っていうのも中にいますけれども、この弁護人はしっかりと伝える努力、分かりやすく話す努力っていうのをされていたと感じたかどうか、ちょっとそれをお伺いしたいんですけど。

○裁判員経験者 2

どちらの方っていうのは、ちょっと今となってはあれですけど、何かちょっと長い説明というか、結構長いなとは思いました。もうちょっと簡潔に言ったら失礼ですけど、もうちょっと短く何かできないかなという感じはしましたけれども。両方ともじゃなくて片方の人、どちらだったかちょっと長いような感じが。

○清水谷弁護士

2人交代でされたんですか。

○裁判員経験者2

はい。

○司会

確かパワーポイントで30枚以上にわたるスライドを上映された。結構長かったような覚えが確かにあります。責任能力もあつたので致し方ないとはいえ、ちょっと長目かなとは確かに思いましたね。

○清水谷弁護士

まだそこには話が至っていないのかもしれないですけど、求刑に関してよろしいですか。

○司会

求刑というのは検察の。

○清水谷弁護士

弁護側求刑の話ですが、私が手元でいただいている資料を見ると、弁護側の求刑というのが、私でもこんなことは言わないなというぐらいかなり短めの刑期を要求する求刑をしているような印象を受けたんです。具体的な事件を私は知らないんで、無責任な言い方にはなりますが、余りにも弁護人が短い求刑をした場合に、これちょっと参考にならないよねっていう話になるのか、それともやっぱり弁護人がこれだけ短い求刑をしているのは何か理由があるはずだと思って一応耳を傾けていただ



けるのか、その辺の感覚っていうのをちょっとお伺いしたいと思います。御自身の経験を踏まえた一般論としてで構いません。

○司会

1回しか経験してないですが、どうぞ。

○裁判員経験者 4

質問の趣旨は十分に理解した上でなんですけど、一般的に弁護人側の量刑の年数が一般人からすると若干短いかなどといったイメージは持っています。ただ、極端にあえてそれよりもさらに短い求刑だった場合には、やっぱりおっしゃられるように具体的な根拠が、何か裏づけが何かあるのかなといったところが、やっぱりしっかり聞きたいというところがあります。

○司会

よろしいですか。

検察官の方からはないですか。

○田邊検察官

皆さんから物すごく分かりやすいという御意見があって大変うれしいところもあるんですが、あえて言っていたきたいと、もう少しこうしてほしいというところがあったら、是非教えていただければこちらもこれから改善をしていきたいと思しますので、何かありましたら教えてください。

○司会

いかがですか。何か。思いつかないならいいと思いますけど。特に思いついたりはないですかね、皆さん。

○裁判員経験者 4

これは全体的にわたって証拠調べのときだったと思うんですけど、検察側が被告人に対して質問するのに、同じ質問を何回もしていたという場面が複数回見受けられたのかな。その質問さっきしたじゃんというような、確かあったような気がします。

○司会

それはやめた方がいいんじゃないかということですね。重複していますし、本来は止めなきゃいけないのかもしれませんが。

○清水谷弁護士

印象付けのためにそういう尋問のテクニックを使うこともあるようなんですけども。

○裁判員経験者 4

多分、そのとき裁判官の方止められたんですよ。

○清水谷弁護士

そうなんですね、じゃあ純粹にまずかったですね。

○裁判員経験者 3

検察官の方の御質問に一つだけお願いがあるんですが、専門用語の難しい用語、これを文章にして書いていただくのは結構かと思うんですけども、説明するときにやわらかく教えていただければ大変助かる部分がありました。

○田邊検察官

例えばどんなものがあつたかというのは今お分かりになりますか。

○裁判員経験者3

死体遺棄など、遺棄というのは大体見れば分かりますけども、何だったかなという格好の方もいらっしゃるんじゃないかと。ほかにもあつたんですけど、今思い出せません。

○田邊検察官

ありがとうございます。

○清水谷弁護士

思い出されたら私もお伺いしたいのでおっしゃっていただければ。

○司会

そうなんですよね、検察官も弁護人も、もちろん裁判官もですけど、裁判員の方が加わる前の裁判では法律用語をそのまま使って法廷でいろんな活動をしているということが多かったもので、ついそのくせが出てしまうということかもしれません。しかし、裁判員裁判の中でそれを知らずにやってしまうと、皆さんに正しく理解してもらいたいという気持ちがあるにもかかわらず、こういったことになるので、常に注意をしているところではあるんですけど、今後、そういったことのないように、十分注意してどういった書面をお渡ししたり、あるいはお話をさせていただいたりするかっていうのを考えていきたいなというふうには思っているところです。

世の中で普通に暮らしている方々が、思っているより法律の専門的な用語というのを知らないんですよというのを、検察官も弁護人も裁判官も認識しなきゃいけないところでは、常々思っているところですので、今後ともちょっとずつ努力をして

いきたいと思います。ありがとうございました。

それから、次は評議の話です。守秘義務があるので内容をしゃべっていただくのは難しいかと思うんですけど、内容が分からない限りで、率直に言って話しやすかったかどうか、あるいは分かったかどうか、お分かりいただけたかどうかということだけはお伺いしたいなと思っているところなんですけれども、御自身の意見とか考えていることとか、言いやすいとか言いにくいということがなかったかどうか。この点はいかがですか。

#### ○裁判員経験者 1

評議中、別に意見が言いにくいとかそういうことはありませんでした。

#### ○司会

なかった、大丈夫だった。十分な議論が可能であったかどうかという点については、アンケートの結果によりますと、ここにおいでの方がどうこうという意味ではなくて、十分お話ができたという人もいれば、十分できたとは思わないというふうなことにマークされる方もいらっしゃるので、常々お話をしていただけるようにしましょうと、裁判官 3 人ではいつも話をしているところではあるんですけども、1 番さんの経験では大丈夫だったということですね。

2 番さん、いかがですか。

#### ○裁判員経験者 2

こんなこと言っているのかどうか、裁判員側の方たち、それが 6 名、それから裁判員の補充の方が 2 名、それから裁判官お二人、裁判長お一人、このようにあったんですけど、私、裁判員裁判っていうのは初めてしたものですから、何によって量刑が決まるのかなというふうな不安と、ちょっと興味もあったんですけど、やはり前例がどうかというのをかなり見られていたようなんですけれども、全く同じような例

はないと思うんですね。特異な事件であれば、前例ばかりにとらわれずに事件の個性によって判断していくことが大切だと思いました。

○司会

はい、分かりました。ありがとうございます。

量刑を判断する際の基本的な考え方については、結構いろいろとお話をさせていただいたところですよ。これもまた後でお伺いしたいかと思えます。話しやすかったか、あるいは自分の意見を言いやすかったかどうか、この点はいかがですか。

○裁判員経験者 3

今回初めてですけども、非常に話し合いしやすかったですということでおっしゃいます。意見も十分言わせていただきました。

○司会

ありがとうございます。4番さん。

○裁判員経験者 4

自分の意見だったりとか、6名プラス補充裁判員の方2名おられて、意見を皆さん出していらっしゃったので、みんな話しやすい環境だったかなと思います。一方で話しやすいがために話がどんどん脱線して行って、そういった場面もあったのと、元に戻してほしいといったところと、また同じことを繰り返して何遍も、当然繰り返さないといけない場面も確かにあったとは思いますが、それにしてもちょっと多いというイメージはありました。

○司会

ありがとうございました。

確かにそうですね。もっと早く進んでほしいのにと思っておられるような雰囲気でしたかね。

○裁判員経験者 4

裁判長と裁判官の方が我々に気を使い過ぎていらっしゃるんで。

○司会

気を使い過ぎている。そういうこともないとは思いますが。

それでも、お分かりをいただいたとか、自分の考えを言いにくかったというふうに言われるよりはずっといいかなというふうには思いますけど。裁判官から、あるいはほかの検察官、弁護士からでもいいですけど、何かありますか。

○清水谷弁護士

よく話を聞くのは、一通り裁判員の皆さんの意見が出そろったところではあるんでしょうけれども、裁判官がぼそぼそと自分の考えを言ったらそっちにわっと意見がなびいてしまうというお話をよく聞くんですけども、そういったことって特に感じられませんでしたか。

○裁判員経験者 3

私は以前からというか、その話の内容から裁判官に聞く前に答えを決めていました。自分はこうだろうと、こういう格好であろうということで最初から言っていました。

○裁判員経験者 4

裁判長や裁判官の方々の意見を聞いて誘導されるような感覚を持ったことは一切ありません。

○裁判員経験者 1

私も 3 番の方と同じで、自分の考えをしっかりと持っていましたので、左右されることはありませんでした。

○司会

2 番さんはいかがですか。

○裁判員経験者 2

裁判長から言われてそれに同調とかいうのはありませんでした。

○司会

基本的にはどういった事件であれ、一番最初選ばれたときに、選ばれてしまった以上は御自身で証拠を御覧になって御自身の意見をしっかりと持ってもらって、それを評議の場でお話をさせていただく責任があります。だから是非自分の意見をしっかりと言ってくださいということをお願いするのが多いと思っていますので、皆さんそういうことをしていただいたのかなというふうに思います。

○石川裁判官

評議の前にまず量刑の考え方とか、この事件はこの二つの犯罪だからそれぞれの法定刑がこうで、この二つがあると処断刑がこうなって、とかいう複雑なかつ面倒くさい話をどうしても御説明しないわけにもいかないし、かといって余り長くしゃべっていると裁判官が説明ばかりしている、講義かっていうことになるのがいつもこのバランスが難しいと思っておるんですが、裁判官の説明が長いとか、そんなような御感想がおありだとか、適切だとか、そういったところの御意見をいただくとありがたいなと思います。

○司会

今回、みんな有罪になった事件で、しかも1個だけじゃない犯罪事実ですね。1個だけじゃないんで、法定刑という一つの犯罪について決められているものだけではなくて、最終的にどういう範囲の刑罰の中から選ばなきゃならないという処断刑であるとか、そういうのを導き出す説明とかをしていると思うんですけど、そういうのは分かりやすかったですかということだと思んですけど、あるいは量刑の考え方とか、これはいかがだったでしょうか。大丈夫でしょうか。

○裁判員経験者 4

御説明いただいた内容とか資料につきましては非常に分かりやすく、1回で理解することができましたので、大丈夫だったと思います。逆に2回、3回同じことを説明されるのが苦痛です。

○裁判員経験者 3

量刑について、事前に説明を受けておりました、また説明もそれにのっとって自分は判断したと。したがって分かりやすかったということで理解しています。

○裁判員経験者 1

今思い出せば、結局分かりやすくて。

○司会

枠の、どこからどこまでの間で決めなきゃならないとかいうようなお話とか、そういうのはお分かりいただいた。

○裁判員経験者 1



はい。

○司会

それは大丈夫ですね。分かりました。ありがとうございます。

2番さん，大丈夫ですか。

○裁判員経験者2

今言われましたように，枠の範囲の中では分かりました。

○司会

それは説明は分かりましたか。

○裁判員経験者2

分かりました。先ほども言いましたように，前例ばかりにとらわれずに，事件の個性によって判断することが大切だと思っています。

○司会

ありがとうございます。

最後に裁判員経験者として，その経験を踏まえて，これから裁判員になるといった方も出てくると思うんですけど，こういった方々に対してメッセージとかアドバイスというか，何かありましたらお願いしたいと思えますけれど，1番の方から。

○裁判員経験者1

裁判員というのはほとんどの方が未知の世界だと思うんですよね。その未知の世界を経験することは，自分にとって一生の財産になるんじゃないかと私は思いますので，是非勧めます。

○司会

ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 2

私は裁判員になって初めての経験で、裁判というのはこういう形で進められていくんだなというのが、改めて分かりました。テレビとか何かで事件を扱っていますけども、本来報道だけですので、自分が裁判員になってもいろいろ見ていると、裁判というのはこうやっていくんだなと。検察官の方についても弁護士の方についても、大変な仕事だなということを思いました。

○司会

ありがとうございます。

○裁判員経験者 3

絶対こういうことは体験するべきだと思います。した方がいいと思います。犯罪を起こす本人の心境とか、反省などいろいろとやっぱり考えさせられました。自分も絶対こういうことを起こさないようにという覚悟で邁進していきたいと思います。

○司会

ありがとうございます。4番さんいかがでしょう。

○裁判員経験者 4

この制度そのものの目的の一つであると理解しているんですけど、今一般の我々の、全く一般常識の中での量刑と、今までは裁判官の方だけでやっていた裁判と、その辺りの一般的な格差があったところを是正するのが本来の目的の一つだったと

思うんです。それを改善するためには、やっぱり必要な制度だと思います。私も経験させていただいて、本当に裁判所の方々の事前説明のところからしっかり説明していただきましたし、裁判長からのいろいろな説明にしてもそうでしたし、やってみても全く知識ゼロのところからだったんですけど、やっていくうちにどんどん教えていただくことによって、自分も考えをまとめることができましたので、よかったら是非参加された方がよろしいのではないかなというふうに思います。

#### ○司会

ありがとうございました。

#### ○清水谷弁護士

4番さんの今の話をお伺いして感じたんですけど、実際参加されてみて自分の活動を通じて、先ほどおっしゃった差異ですね、これは埋めることができたのか、あるいは差と感じていたものが例えば実際に内容を見てみると、やっぱりある程度これまでの職業人ばかりがやってた裁判のやり方っていうのも、一つ理由があるなというふうにお感じになった部分があるのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけど。

#### ○裁判員経験者 4

職業人としての裁判でやってたやり方、これもなるほどなと思うところは多数ありました。その部分については、特に少年犯罪云々であったりとか、そういうふうなところは、恐らく刑法そのものの量刑に制限がございますので、現時点では私は何もすることができないですけど、特にそういったところに関しては、量刑そのものの見直しというのは、これは私が言うべき話ではないんでしょうけども、格差があるのかなといった気はいたします。

○司会

ありがとうございました。

一応、これで意見交換の部分についてはここまでとさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。大変貴重な御意見を伺うことができたというふうに思います。

それでは、引き続きまして、傍聴されています報道機関の方々から裁判員の経験者の方々に対する御質問等ありましたら伺いたいと思えます。

事前にいただいているものもありますし、それ以外のものでも全然構わないんですけれども、今もう既にお話で出た部分との重複は避けていただければ幸いです。

それではお願いします。

○R K K 記者

新聞記者クラブから裁判員経験者の方に質問させていただきます。

まず幹事社から幾つか質問なんですけれども、裁判員をされた際に負担に感じられた点、あるいは苦勞をされた点ありましたら教えていただけませんか。

○司会

どなたからでも結構ですか。じゃあ1番の方からお願いします。

○裁判員経験者1

負担に感じたことって、強いて言えば言葉遣いに気を配りました。慣れない言葉が多いし、自分自身もずぶの素人ですので、どういうふうに話を持っていったらいいのかも分からなくて、言葉遣いに注意しました。

○裁判員経験者2

裁判と直接関係ないんですけど、私は市内の方で勤めたことがないので、朝のラ

ッシュ、それから帰りのラッシュ、それから雨降りとかのラッシュのときに、通常でしたら、大体駅に30分前くらいに余裕を持ってこられるんですけど、雨のときは朝は家を7時前に出たんですけど2時間半ぐらいかかったんですよ。そして裏道行ったら近いかなと思ったらみんな同じ方向に行くんですね。それが朝晩なんで大分疲れしました。

○司会

我々はここで働いているので毎日ここに来るっていう生活を繰り返しているわけですけども、そうではない非日常的な生活を強いられる、しかも何日間も続くという負担はあるなと思います。

じゃあ3番の方。

○裁判員経験者3

別に私は負担は全然ありませんでした。

○司会

全くないですか。大丈夫ですか。

4番さん。

○裁判員経験者4

負担に思ったことはないんですけど、努力していたことは傾聴ですね、皆さんの話をよく聞く、意見の内容をよく聞きながら、あと裁判長と裁判官の方々の説明もしっかり聞く、傾聴していけば自分もしっかりと考えがまとまっていくのかなといったところだけは努力したつもりです。

○RKK記者

ありがとうございます。あともう一つ質問なんですけど、先ほどもいろいろ伺ったんですが、裁判を経験されてこれがよかったと感じられる点というのはどこにありますでしょうか。それを教えていただけますか。

○司会

4番さんどうぞ。

○裁判員経験者4

いろんな方々の御意見を聞くことができたといったところがやはりよかったと、よかった経験だなというふうに思います。いろんな一つの犯罪において、当然同じ犯罪は全くないので、皆さんの御意見がどんどん出てきます。これから私の将来においても、社員さんの話や意見を聞くのは、そういうところに活用できるんじゃないかなというふうに思います。

○司会

3番さん。

○裁判員経験者3

いろんな考えがあるなということは実感しました。それと同時に、人の生き方といますか、何かこういうふうになってはいけないなということをつくづく感じました。

○司会

はい、ありがとうございます。1番さん。

○裁判員経験者1

そうですね、参加してよかったことは、3番の方が言われたことは私も感じましたね。さっきも言いましたけど知らない世界を経験させていただいたということが一番の宝物です。

○司会

ありがとうございます。2番さん、参加してよかったなと思うことについてはいかがですか。

○裁判員経験者2

先ほど言いましたように、やはり未知の世界であって、テレビとか何かで見るのとは違うということがよく分かりました。また検察官の方、それから弁護士の方、それから裁判官の方、非常に苦慮されて、裁判の判決などもかなり苦労されたかと思います。参加して、今となってはよかったなというのが私の思いです。

○司会

ありがとうございます。いいですか。

○RKK記者

ありがとうございます。幹事社からの質問は以上です、

○共同通信記者

今日は貴重なお話ありがとうございます。

ちょっと2点質問があるんですけども、1点目がそれぞれに担当されていた事件があるかと思うんですけども、我々も皆さんの関わられた事件については報道を日々させていただいてはいたんですけども、そういった報道について、裁判員として関わられているときに、例えば新聞やテレビの報道を見るようにされていたのか、

あるいは逆に見ないようにしていたのか、そういった報道に対する姿勢の面で裁判員をされたときにどういうふうに見ていらっしやったのかなというのがちょっと気になっていて、その点について聞かせていただければなと思います。あと、もう1点が裁判員を経験されてよかったという御意見があったんですけども、是非今後の参考にさせていただきたいので聞かせていただきたいのですが、事件報道であったり裁判の報道に対する見方が変わった点などもしございましたら、そういったところを聞かせていただければと思います。あるいはこういったところが報道を見ていて足りないんじゃないかとか、御自身の御意見を聞かせていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○司会

いかがでしょうか。まずは御自身が関わった裁判ということですね、御自身が関わった事件の報道についてはどういう姿勢でもって接しておられたかという質問でした。これはいかがですかね。

○裁判員経験者 1

特にはないです。

○司会

特にはないというのは。

○裁判員経験者 1

見ようとも見まいとも思いませんでした。

○司会

テレビつけてたら流れている可能性がありますよね。



○裁判員経験者 1

普通でした。

○司会

いつも見ている時間帯のテレビがついて、そこに流れていけば流れている。

○裁判員経験者 1

この時間にこの報道があるからじゃあ見ようということにはなかった。

○司会

じゃあ見ないでおこうとも思わなかった。

○裁判員経験者 1

思わなかった。

○司会

ということですね。

○裁判員経験者 1

特に私が裁判員に出ていたから見ようとか、そんなことはなかったです。

○司会

分かりました。2番さんはいかがですか。

○裁判員経験者 2

私は見ました。それからインターネット辺りにも、ちょっとそういうの載っているとか、どんなふうにして書いてあるのかなということで見ました。顔写真とかそういうのも載っておりましたので、そこまでせなんかなという感じはしました。

○司会

ありがとうございました。3番さん。

○裁判員経験者3

報道等、新聞等は毎日自分が出た分は見ていました。やっぱり本当のこと書いてあるな、自分で思いながら見ました。そして、今後も見方が変わったかといいますと、やっぱりちょっとこの先どうなるんだろうなという格好はやっぱり常々思っ  
て見るようになりました。

○司会

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

報道につきましては、別段意識しておりません。1番の方と同じような見方を  
して見ました。報道に対しての考え方が変化したかにつきましても、別段変化はして  
いません。

○司会

じゃあ、報道の見方、変わったかどうか、この点についていかがですか。

1番の方。

○裁判員経験者1

見方といいますか考え方というんですか、新聞をよく読むんですけども、この裁判に限らず事件に関してはちょっと興味を持って見るようになりました。それとその事件の対する量刑に関しても興味を持って見るようになりました。

○司会

そうですか。2番さん、いかがでしょう。

○裁判員経験者2

私も1番の方と同じですけど、量刑などこれでええんかなと自分なりにテレビとか新聞などで考えております。

○司会

そうすると、裁判員を経験する前に比べると裁判員を経験した後、事件報道なんかに接するとちょっとその事件の今までだったら考えないようなことまでちょっと考えるようになったりするようになっているということですかね。ということのようですけどよろしいですか。

○共同通信記者

ありがとうございます。

○NHK記者

今日は貴重なお話ありがとうございました。

ふだん生活していると見ないような裁判の証拠写真だとか、そういったものをふだん警察とか検察とかいった方ではない方が見ることで、トラウマになったりとか、PTSDのような症状が出る場合もあると言われていたんですけども、そういうので悩まれたりすることがあればお答えください。

○司会

それは、まず前提として、今回皆さん被害者が亡くなっている事件に関わっているけれども、証拠調べの中でかなり精神的に負担のかかるような写真であるとか、例えば御遺体とか、現場とかの直接の形で証拠写真の形で提出されて、それを見たことで結構心に残ってしまったなというようなことになっているのかどうかという質問なんですけど、まずそういった写真があったかどうかというところから確認をしたいと思うんですけど、いかがでしたか。

○裁判員経験者 1

写真はありました。それで、そういう精神的に陥らないようにという注意もありました。ですが、私は別に何ともなかったです。

○司会

そのありましたというのは、ちなみにどんな写真だったんですか。余り思い出したくないですか。

○裁判員経験者 1

いや思い出してもいいですけど、火事の現場です。

○司会

火事の現場ですね、放火の事件だったので、現場写真はあったけどそんなに負担には感じなかったということですかね。分かりました。ありがとうございます。

○裁判員経験者 2

私の場合には、遺体を見るわけでもなく、ただこういうロープとかガムテープと

かを使って殺人をしたと、罪を犯したというぐらいでしたので、そんなに強烈なインパクトのあれはありませんでした。

○司会

ありがとうございました。3番さん。

○裁判員経験者3

証拠写真、それと凶器となる現物、実際見ましたけれども、別にトラウマになることもなく悩みもありませんでした。

○裁判員経験者4

証拠写真はありました。トラウマにもなっていません。

○司会

御遺体とかそういうのは。

○裁判員経験者4

傷だけでした。

○司会

傷害の被害者の方の血が出ている写真とか、あと頭のけがの部分にクローズアップした写真でしたね。そういった関係で傷の形の写真を見る機会があったということですね。

検察官、弁護士と裁判所とでいろいろとお話をして、できるだけは見せないような方向で、余り負担がないようには配慮しているつもりなんですけど、それでも争点に関連してどうしても必要なものっていうのは見ていただくしかないということ

ではあるんですけど、今のところ、今回おいでいただいている方、そんなに負担に感じておられることは幸いなかったということのようですね。

#### ○NHK記者

ありがとうございます。最後に一つ、3番と4番の方に当たるかと思うんですけども、確か私の記憶では、その事件は控訴がされていますよね。自分たちが判決を出したって議論と結局控訴されてその後もしかしたら判決がひっくり返るかもしれないということに対して、当初の裁判員裁判としてせっかく議論をしたのに、それを本当に意義があったのかということについて、どういうふうに捉えていらっしゃるのかというのをもし教えていただければ。

#### ○司会

ルールとして、上訴してもしかしたら高等裁判所で結論が変わるかもしれないという仕組みになっていますけども、そのことについては何かお考えは。それは自分たちのせっかく出した結論なのだというふうなお気持ちがあるのかどうか、その辺りはいかがですか、3番さん、4番さんということですけども。

控訴されて自分たちの出した結論が高等裁判所で変わる、変更されるかもしれないという状況について、何か御意見がありますか。

#### ○裁判員経験者3

私たちはもう相当話し合っていますと、よくよくやって決めた上ですので、別段その控訴されたところといたしますか、どう変わろうと別段感じないつもりではおりますけれども。

#### ○裁判員経験者4

控訴するのが社会的に決められているルールなので、それは別段致し方ないのか

なといった気持ちです。

○NHK記者

ありがとうございました。

○司会

いいですか。ほかに、どうぞ。

○読売新聞記者

先ほどの質問とちょっと重複するんですけども、御自身が担当された裁判の被告人がその判決の後どうなっているのかなとか、思い出してとか、これからも思い出すところがあるかどうか、その辺をお伺いしたいです。

○司会

いかがですか。

○裁判員経験者 4

私が担当した事件は被告人の方が結構高齢者の方だったので、出所後、親族の方もほとんどいない方なので、それから先の生き方とか、そういったところはちょっと心配したところがございます。

○裁判員経験者 3

経験者 4 番の方と同じ事件を担当いたしまして、やっぱり時々思い出します。寒かろうねといったことは思い出します。

○裁判員経験者 1

思い出すといえば今刑務所なんだな、やっぱり寒かろうねとか思います。

○裁判員経験者 2

今はもう何とも思っておりません。

○熊本日日新聞記者

2番の方と4番の方に先ほどの意見交換で発言された内容についてちょっと種々の確認で質問させていただきます。

まず、2番の方に。評議のときに量刑を決めるに当たって前例がどうであるかというふうなことをおっしゃっていましたが、これは類似事件の前例に余りとらわれずにその事件を見て量刑を決めていいんじゃないかという趣旨でおっしゃったんですかね。

○裁判員経験者 2

そうですね。それが似通った事件だったら類似事件ということで参考にできるかもしれませんけども、やはり全く同じ事件というのはないと思うんですよね。

○熊本日日新聞記者

ありがとうございます。もう一つ、4番の方に、今回の評議についてだったと思うんですが、同じことの説明、繰り返しされる場面があった、もうちょっとスピーディーでもよかったんじゃないかということです。これは裁判官からの説明が同じことの繰り返しというか、例えばどういったことについての説明だったんでしょうか。

○裁判員経験者 4

具体的に言いますと、量刑の判断基準というのは過去の資料に基づいたものをデ



一タ化したものがございまして、それをモニターにこういった事例で傾向があったらグラフが何本かあるんですね。極端に異例があったら量刑のグラフが1本ぽんとあったりとか、大体このぐらいの犯罪であればグラフの塊がこのぐらいありますよ。なので、それに対して、極端に離れているのはおかしいですね。この事件について、右側の、右側というのは要は重い方なんですけど、右側に傾くのか左側に傾くのか、という考え方がベースというふうな説明を受けたんです。

それが、翌日も同じ説明があって、その翌日も同じような説明があってといったところが、もう同じような説明はいいじゃないかなというふうな、簡単な初歩的なところの話です。

#### ○熊本日日新聞記者

その当時の受けとめとしては、それは裁判官が丁寧に説明をしているという印象だったのか、若しくはそういう量刑をかなり強調されているなという受けとめだったのか、どちらだったのでしょうか。

#### ○裁判員経験者4

最初、1回目はもちろん話聞きますけど、2回目、3回目になってくると、やっぱり同じようなことを、本当に極端に重い殺人事件の場合はこの辺りにグループがありますよとか、そういった説明を受けていまして、現実的には、多分そのグラフの説明で3回から4回ぐらい。そのグラフを見ながらみんなで検討したいといったところがあるんでしょうけど、そこがそれだけじゃなくて幾つか説明のところで重複する部分はあったかと思うんです。そのときに事務的な説明のところですね。

#### ○朝日新聞記者

1点質問なんですけれども、先ほど負担という話もありましたが、一般に裁判員裁判、裁判員の方にとって過酷とかいうイメージがどうしても強い中で、参加する

に当たってある程度の覚悟とかをされる必要が皆さんあったんでしょうか。それともやってみたいという気持ちで臨むことができたんでしょうか。

○裁判員経験者 1

覚悟とかそういうものはなくて、ただやってみたい。それだけでした。

○司会

2 番さん、いかがですか。

○裁判員経験者 2

私も 1 番の方と同じく、なかなかなりたくてもなれないということですので、経験するのもいいかなという感じで、裁判員裁判に臨みました。

○裁判員経験者 3

別段負担に思っはいませんでした。また過酷ということもなく、むしろできればやってみたいなという格好で臨みました。

○裁判員経験者 4

別段覚悟というのはなかったんですけど、責任感を持ってやっていこうという気持ちになりました。

○司会

よろしいですかね。どうもありがとうございます。

それでは時間もまいりましたので、活発な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。本日頂戴いたしました貴重な御意見、今後も裁判員裁判に生かしてまいりたいと思います。

それでは、これで今日の意見交換会を終了させていただきます。長時間にわたりまして、本当にどうもありがとうございました。